要　　望　　書

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

令和８年１１月１８日

宮　城　県　市　長　会

宮城県の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

宮城県内１４市をもって構成いたします宮城県市長会は、去る８月２１日に宮城県市長会議を開催し、「東日本大震災からの復旧・復興に関する決議」を全員一致により採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

宮城県市長会

会長　富谷市長　若生　裕俊

宮城県市長会名簿

職名	氏　　名	役職
富谷市長	若　生　裕　俊	会　長
名取市長	山　田　司　郎	副会長
栗原市長	佐　藤　　智	副会長
東松島市長	渥　美　　巖	副会長
塩竈市長	佐　藤　光　樹	監　事
登米市長	熊　谷　康　信	監　事
仙台市長	郡　　和　子	顧　問
気仙沼市長	菅　原　　茂	顧　問
石巻市長	齋　藤　正　美	
大崎市長	中　島　源　陽	
白石市長	山　田　裕　一	
角田市長	黒　須　　貫	
多賀城市長	深　谷　晃　祐	
岩沼市長	鬼　澤　　聡	

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 15 年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け着実に歩みが進んでいる。

令和７年６月 20 日に「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更が閣議決定され、第３期復興・創生期間の方針が示されたところであるが、今なお残る課題を解決し復興を進めるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１．災害援護資金の償還期限の延長等について

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず、約定による償還が困難な者が存在している状況である。

このため、国は、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を５年間延長したところであるが、阪神・淡路大震災の例に鑑み、その期限をさらに延長すること。また、回収困難な事例に対する償還免除の要件を緩和するとともに、当該要件の一つである「10 年無資力」を適切に判断するための効率的かつ現実的な調査項目や手法を示すこと。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費についての財政支援の実施、または、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

２．被災者の生活再建支援等について

(1)震災被害により心のケアや学習上の支援が必要な児童生徒に対し、よりきめ細やかな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、養護教諭を含めた加配教員による支援を継続すること。

(2)被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金に代わる補助金等の創設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

(3)被災者生活再建支援金制度について、津波により住家全体が流失・滅失した場合は建物だけでなく宅地そのものが失われたり、整地が必要になったりするなど、他の原因による住宅被害に比べて被害が大きく、様々な課題が明らかとなったことから、災害規模や世帯状況等に関わらず支援の対象範囲及び上限を拡充するなど、総合的な制度の見直しを図ること。

３．地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

(1)震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。

(2)防災集団移転元地の活用については、未相続地や共有地と市有地等が混在しており、震災から 15 年が経過した現在においても、依然として活用が進まない現状がある。

このため、国は防災集団移転元地の活用について、現制度の抜本的な改正により、国において一括買上げした後に、被災自治体へ払下げするなどの措置を講じること。また、防災集団移転元地の土地利用の推進や草刈り等の維持管理費に対する新たな補助制度を創設するなどの財政措置を講じること。

(3)被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、「地方創生に関する総合戦略」にも資する被災地への新産業の集積や政府関係機関の地方移転について、国が主体となって特段の措置を講じること。

(4)東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買戻し期限を迎える事業者に対し、買戻し期限の延長、買戻し金額の減免等、新たな事業再生支援スキームを創設すること。また、関係金融機関に対し、債権買戻しのための融資に応じるよう、継続的に国から要請すること。

(5)津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、令和５年度の第14 回公募をもって新規公募が終了となったところであるが、本補助金は津波で甚大な被害を受けた沿岸市町にとって、地元企業の事業拡大や企業誘致による工場等の新増設の強力なインセンティブになっていたことから、引き続き、移転元地の利活用や雇用創出など、真の復興を成し遂げるため、津波被災地に特化した企業立地を促進する同様の効果を有する制度を創設すること。併せて、制度の活用期間が明示されることで、企業側の計画的かつ具体的な立地検討につながり、企業誘致の強力な武器になることから、復興庁設置期間である令和 13 年まで実施することとするなど、数年先の補助金継続を前提とした期間を示すこと。

４．原発事故に対する対応について

(1)放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。さらに、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰したことが確認され、保管自治体が指定解除を行った廃棄物についても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、国が責任を放棄すること無く処理完了まで対応すること。

8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国は柔軟な対応と十分な財政的、技術的支援を行うこと。

(2)除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援にとどまらず、国の責任において処分すること。

(3)汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分を市町村が処理に向けて取り組む場合、国は十分な財政的、技術的支援を行うこと。

(4)国として原発被害をことさら福島県等に限定しないこと。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。

さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか１年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。

(5)イノシシ被害が拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状

況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており（一部を除く）、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、捕獲頭数に比例して解体後の処理の費用も増加していることから、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。

(6) ＡＬＰＳ処理水については、海洋放出以外の処分方法ならびに、トリチウム除去技術の継続検討を行うこと。令和５年８月からの処理水海洋放出に伴い、輸出取引の停止、禁輸措置による価格下落、資金不足や生産計画が立てられない等の被害が発生しており、引き続き、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進め、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう、消費拡大を含めた積極的な支援を行うこと。輸入規制措置を行う一部の諸外国に対し、規制の解除、緩和が図られるよう働きかけること。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和９年度以降も国の予算措置を継続すること。